

平成29年度（第40回）

岐阜県アマチュアゴルフ選手権競技 予選
(第1ブロック)

◆ 開催日： 平成29年 4月 21日（金）

◆ 会場： 養老カントリークラブ

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 上田 英郎

◎ ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と本ローカルルールを適用する。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は2打

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27）

- ① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ② 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーター・ハザード（規則26）

ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭をもってその限界を標示する。

3. 異常なグラウンド状態（規則25）

- ① 修理地は白線と青杭で標示する（定義「修理地」参照）。
- ② スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則I(A)3eを適用する。
- ③ パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合（スタンスの障害は除く）、規則25-1bに基づく救済を受けることができる。
- ④ 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づき救済を受けなければならない。

4. 障害物（規則24）

- ① 排水溝は動かせない障害物とみなす。
- ② 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
- ③ 動かせない障害物に接した白線で繋がれた区域内はその障害物の一部とみなす。
- ④ 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。

- ⑤ 防球ネットが動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。
- ⑥ 動かせない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。

5. コースと不可分の部分

- ① 卷物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分

6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡

パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則 16-1c に基づき修理することができる。

7. パッティンググリーン上で偶然に球を動かす原因となったプレーヤーに罰を課さない

ローカルルール (規則 18-2, 18-3, 20-1 の修正)

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2, 18-3, そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

8. 恒久的な高架ケーブル

球が恒久的な高架の電線やケーブルに当たった場合、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーをしなければならない(規則 20-5)。この場合、球を取り替えることができる。ただし電線やケーブルを支えるために地面から立ち上がった構築物に球が当たった場合は再プレーをしてはならず、あるがままの状態でプレーしなければならない。

競技の条件

1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

- ① 適合ドライバー・ヘッドリスト(付属規則 I (B) 1 a)を適用する。
- ② 溝とパンチマークの規格は、岐阜県ゴルフ連盟主催競技では、適用しない。
- ③ 公認球リスト(付属規則 I (B) 1 b)を適用する。

3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は競技失格とする。

4. 険悪な気象状況によるプレーの中止 (規則 6 – 8 b 注)

付属規則 I (B) 4 を適用する。通報は以下の通り。

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

注：険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレーヤーは参加を取り消されることがある。

5. 練習

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 5 b』を適用する。

6. 移動

正規のラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートは共用する競技者同士が操作するものとし、カートを操作することを目的として特定の者を雇ってはならない。カートは競技者の携帯品の一部とする。

- ① 共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は、すべて球の持ち主の携帯品とみなす。但し、カートが運転されている間は、そのカートとそれに乗っている人や物は、すべて運転している競技者の携帯品とみなす。
- ② カートを共用している競技者以外の者のカート使用は禁止する。**カートを不正に使用したり、不正使用を許した競技者の罰は、違反があった各ホールに対し2打。ただし、1ラウンドにつき最高4打まで。**ホールとホールの間で違反があったときは、罰は次のホールに適用となる。

- ③ カートは、同伴競技者間で交互に操作するものとする。但し運転免許を持たない競技者は、カートを操作しないこと。

7. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 2』を適用する。

注：9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、構造上カートのリモートコントロール走行が不可能な場合、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

8. スコアカードの提出（裁定 6-6 c / 1）

提出エリア方式を採用する。

9. タイの決定

競技規定に定める。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

11. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

- 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタートティングホールのティインググラウンド付近に掲示して告示する。
- 競技の条件で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。
プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
- 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
- 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン（25球）を限度とする。
- ティーマーカーは青色とする。
- 練習ラウンドは1個の球でプレーすること。
- コース内では、携帯電話を使用しないこと。
- 乗用カートに搭載されている距離計測機器のみ、使用することができる。

10. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
11. 委員会は規則33-7に基づきエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができます。
12. 平成29年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定を厳守し、コース上にいる人に対して不快感を与えないよう心配りをすること。また、安全上・健康上、プレー中は必ず帽子（ひさし付）を着用すること [バイザーも可]。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。

- 追記
1. 朝食の用意は、午前 6時 00分よりとする。
 2. 練習場の利用は、午前 6時 00分よりとする。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用すること。
 4. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないようにすること。

指 定 練 習 日

1. 指定練習日は4月13日（木）・14日（金）・17日（月）・19日（水）・20日（木）のうち2日間とする。但し、20日は午後3時迄にプレーを終了すること。
指定練習日は前もって【養老カントリークラブ】に申込予約すること。

TEL…0584-45-2330

申込みは当該練習日の1週間前にて締切る。